

i 制度の概要

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や物価高など、多くの中小企業が引き続き厳しい状況にある中、積み上がった債務の返済負担への対応はもちろん、事業再構築などの前向きな取組の促進など、個々の事業者の実態を踏まえた支援が重要です。

そのため、コロナ融資の借換え保証制度を創設することで、**返済負担軽減のみならず、新たな資金需要にも対応**します。金融機関との対話を通じて「経営行動計画書」を作成し、金融機関による継続的な伴走支援を受けることを条件に、借入時の信用保証料を大幅に引き下げる制度です。

🏠 支援内容

☐ コロナ借換保証

経営の安定に必要な事業資金等の保証。金融機関による継続的な伴走支援付き。

最大1億円

保証料率：0.2%等

👤 対象となる取組

【保証対象資金】

- 経営の安定に必要な事業資金
- 既存のコロナ関連融資の借換資金
- 新規の設備投資や運転資金
- 事業再構築等の前向きな取組資金

【保証条件】

- 保証期間：10年以内
- 据置期間：5年以内
- 経営行動計画書の作成が必須
- 金融機関による四半期毎の伴走支援

👥 対象者

- 中小企業者等**で以下のいずれかに該当
- セーフティネット4号認定を受けている
- セーフティネット5号認定を受けている
- 売上高が5%以上減少している
- 売上総利益率等が5%以上減少
- 能登半島地震で直接被害を受けた

💡 採択率向上のポイント

- 経営行動計画書の質**：具体的で実現可能な改善策を記載
- 金融機関との連携**：継続的な伴走支援体制の確立
- 要件の事前確認**：売上減少等の条件を数値で証明
- 資金使途の明確化**：借換と新規資金の内訳を整理

📊 戦略的分析

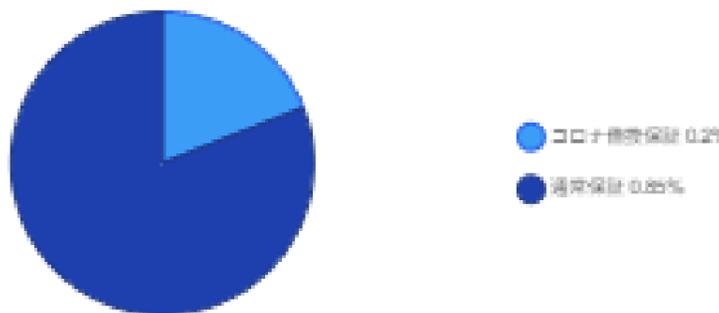
【保証料率の優遇効果】

- 通常**0.85%**が**0.2%**に大幅引下げ
- 1億円借入時の年間保証料は**65万円軽減**
- 10年間で最大650万円のコスト削減

【伴走支援の活用戦略】

- 四半期毎の対話**で経営改善を継続
- 金融機関のノウハウを**事業再構築**に活用
- 返済条件変更や追加融資の相談機会

📊 保証料負担の比較



年間保証料負担（1億円借入時）：コロナ借換保証なら20万円
通常保証との差額：年間65万円の負担軽減効果

📋 活用事例と効果

活用パターン	期待効果
既存融資の借換	月次返済額の軽減、据置期間活用
設備投資資金	DX推進、省エネ機器導入
運転資金確保	仕入資金、人件費の安定確保
事業再構築	新分野展開、業態転換支援

👤 専門家活用のススメ

- 経営行動計画書作成**：中小企業診断士等の支援活用
- 金融機関選定**：伴走支援実績のある機関を選択
- 要件確認支援**：売上減少等の証明書類整備
- 継続フォロー**：四半期面談での改善提案

📄 必要書類とチェックポイント

*このレポートは生成AIにて作成されています【2025/2/18作成】

提出書類	チェックポイント
経営行動計画書	<input type="checkbox"/> 具体的な改善策 と目標設定 <input type="checkbox"/> 金融機関との 事前協議 必須
売上減少証明書類	<input type="checkbox"/> 前年同月比5%以上減少の根拠 <input type="checkbox"/> 試算表等による数値証明
認定書	<input type="checkbox"/> セーフティネット4号・5号認定書 <input type="checkbox"/> 自治体での事前認定取得
決算書・試算表	<input type="checkbox"/> 直近2期分の財務状況 <input type="checkbox"/> 最新月次試算表

📅 申請スケジュール

🕒 事前準備期間

経営行動計画書作成に1~2ヶ月程度。金融機関との事前相談が重要。セーフティネット認定等の要件確認も並行実施。

🕒 申請受付期間

随時~2025年9月30日(月)まで

各地域の信用保証協会にて申請受付。
※石川県の能登半島地震被災事業者は延長対象。

🕒 審査期間

申請後2~4週間程度（標準的な処理期間）

🕒 保証承諾通知

信用保証協会から金融機関へ通知

🕒 融資実行

保証承諾後、金融機関にて融資実行。
伴走支援は融資実行後、四半期毎に開始

⚠️ 補足事項

- 本制度は伴走支援型特別保証制度を活用して創設
- 保証料率は利用要件により異なる場合がある

❓ 問い合わせ

制度詳細 <https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sinyouhosyou/karika.html>

お問い合わせ 中小企業庁事業環境部金融課
TEL：03-3501-1511（内線5271）
TEL：03-3501-2876（直通）
FAX：03-3501-6861
※お近くの信用保証協会でも相談可能です。